

平成24年度 第1回宇都宮市行政改革推進懇談会 会議記録

■ 日 時 平成24年9月19日（水）午後3時30分～午後5時00分

■ 場 所 宇都宮市役所本庁舎14A会議室

■ 出席者

1 委員

稲野委員，井原委員，金枝委員，川津委員，近藤委員，斎藤委員，遠井委員，中村委員
福田委員，水沼委員，和田委員（五十音順）

※ 欠席：菊嶋委員

2 事務局（市）

行政経営部長，行政経営部次長，行政改革課長，課長補佐，行政改革係長，担当者

■ 会議経過

1 開会

2 市長あいさつ（代理：高井副市長）

- ・ 市長が公務の都合により出席できませんので，一言あいさつを申し上げます。
- ・ 委員の皆様には，当懇談会の委員をお引き受けいただき，また，大変お忙しい中，御出席いただきまして，心から感謝を申し上げます。
- ・ 当懇談会は，学識経験の先生，各界で御活躍の皆様，そして委員に応募いただいた市民の皆様から，本市の行政改革の取組につきまして，御意見をいただく場として設置するものであります。
- ・ 本市におきましては，平成7年度から現在に至るまで，4次にわたる行政改革に取り組んでおります。
- ・ 行政改革とは，それまでの行政の仕組みや仕事のやり方というものを，よりよく見直していこうということであり，それらの取組によって得られた成果を新しい市民サービスの向上や新たな行政課題への対応に活用していこうとするものであります。

- ・ 行政改革の取組におきましては、「経費の節減」という部分が重視される面があり、具体的に「いくら削減したか」といことを申し上げる場面も出てまいります。決して「経費の節減」ばかりが重要ではなく、社会経済環境の変化により、市民のニーズも絶えず変化する中で、「今、行政は何をすべきか。」「そのために何を見直すべきか。」という視点を常に持ちながら、取組を進めているところであります。
- ・ また、今年度におきましては、御承知のとおり、本市の第5次総合計画基本計画の後期計画の策定に取り組んでいるところであり、昨年度から懇談会を設置し、学識経験者の方々や市民の皆様から御意見をいただきながら、今後のまちづくりの戦略や重点課題などについて議論をしているところであります。今後のまちづくりを進める上での施策・事業は、行政改革の取組が支え、実効性を担保していく面もあろうかと考えております。
- ・ 現下のように目まぐるしく変化する社会経済環境の中にあっても、市には市民に最も身近な基礎自治体として、市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、持続的に展開していく責務がありますことから、より一層、行政改革の取組を徹底していきたいと考えております。
- ・ 委員の皆様には行政改革の一層の推進に向け、お知恵を拝借したく、厳しい御指摘も結構ですので、忌憚のない御意見いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

3 委員紹介

4 会長、副会長の選出

(宇都宮市行政改革推進懇談会設置要綱に基づき、水沼会長、中村副会長を選出)

(1) 会長あいさつ(水沼会長)

- ・ 委員の皆様の顔ぶれを拝見すると、前回から引き続きの委員の方も多く、大変安心感がある。また、今回から御参加された公募委員のお二人はお若く、大変心強く思っている。
- ・ 市を取り巻く社会経済環境は厳しさを増しているが、当懇談会を、市の行政改革の推進、市民の生活の向上に資するような懇談会にしていきたいと考えるので、皆様方には御協力いただくよう、どうぞよろしく願います。

(2) 副会長あいさつ（中村副会長）

- ・ 私事ではあるが、地方自治、行政学を研究している者としては、このように行政の政策領域にかかわる機会は、勉強する好機と考えているが、特に当懇談会のテーマである行政改革については、市の施策・事業のすべてを鳥瞰^{ちようかん}的に見るという意味で、まさに行政学の醍醐味であり、ありがたく思っている。
- ・ 精いっぱいやらせていただくので、どうぞよろしく願います。

5 議事

(1) 宇都宮市の行政改革について（資料1，参考資料）

（意見，質疑なし）

(2) 「行政改革推進プラン」の平成23年の取組状況等について（資料2，別紙）

会 長

- ・ 事務局から説明があったが、委員の皆様から御意見，御質問があればお願いしたい。

委 員

- ・ 「公共施設の電力調達における競争入札の導入」（No.43）について、大口需要家である市は、PPS（地域の電力会社以外の電気事業者（特定規模電気事業者））などを活用することにより、電気料金の削減を図ることができるが、一般家庭や零細事業者においてはそのような恩恵を受けられない。
- ・ 東日本大震災後の原発事故等を見ると、「原発ゼロ」を叫びたくなることは心情的には理解できるところであり、太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーを推進していくこと自体には異論はないが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴い、電気料金のさらなる値上げも見込まれており、エネルギー問題については、我々経済界も危機感を持っている。
- ・ 公共施設の電気料金の削減は着実に進めていってほしいが、併せて、行政としてエネルギー問題を考えていってほしいと思う。

会 長

- ・ 市において、エネルギー問題について論じていることはあるか。
- ・ 具体的なことではあるが、市においては、太陽光発電に関連して補助を交付していたと記憶しているが、そのあたりの視点も含めていかがか。

事務局

- ・ 御紹介のあった太陽光発電関連の補助については、「住宅用太陽光発電システム」の設置に当たり、その費用の一部を補助するものである。
- ・ この補助は大変人気が高く、以前は補助の申請受付開始日に予定数を完了してしまい、受付開始日後に機器を設置した人には補助がいきわたらなかったことがあり、当懇談会においても、「補助額を引き下げるなどして、より多くの人にいきわたるように制度を見直すことはできないか。」との御意見をいただいたところであるが、現在は、設置工事や対象住宅購入に係る契約をした者も事前に申請を受け付ける「予約制」を取り入れるとともに、補助単価を引き下げ、補助件数を増やすなどの見直しを行いながら、再生エネルギーの一層の普及に努めている。
- ・ また、省エネルギーの視点では、公共施設におけるLED照明の導入推進などにも取り組んでいる。
- ・ 御意見のあったエネルギー問題については、本市においては直接的な担当部局がないため、関係部局が連携しながら、必要に応じて対応していきたい。

会長

- ・ ほかにどうか。

委員

- ・ さきほどの省エネルギーに関連して、街路に設置されている防犯灯について、各自治会が市の補助を受けながら管理を行っているところであるが、これをLED照明に交換することにより、消費電力の削減、電球の長寿命化、さらには管理に係る市補助金の削減が期待できることから、LED照明への交換を要望している。
- ・ 安全性の問題などから、市では「検討中」とのことであるが、そのような取組も含め、省エネルギーの取組を進めていただきたい。

事務局

- ・ 委員の御指摘のとおり、防犯灯をLED化することにより、長期的には電気料金等が削減され、導入効果が生じるものと考えられるが、現状、電灯器具の交換等の初期投資に相当の費用負担が見込まれることから、費用対効果などを踏まえながら検討を進めているところである。

会長

- ・ 現在、市内に防犯灯はどの程度設置されているのか。

事務局

- ・ 40,000灯以上設置されており、さらに、年間約800灯新設されている。

会長

- ・ それだけの数が設置されていれば、電気料金も相当な金額に上がることが見込まれる。
- ・ ほかにいかがか。

委員

- ・ 「社会福祉施設整備費補助金の見直し」(No.18-③)について、今年度から、老人福祉施設整備費補助金の単価を引き下げるとともに、障がい者福祉施設整備費補助金の市単独上乗せを廃止したとのことである。
- ・ 補助を受ける団体は、資金面で余裕のある団体ばかりではないと思うが、今後、民間社会福祉施設の整備を市としてどのように支援していこうと考えているのか。支援を打ち切り、事業者が単独で進めていくべきと考えているのか。

事務局

- ・ 老人福祉施設整備について、本市においては、県内他市町や他の中核市と比べて、比較的手厚い支援を行ってきたところであり、そのことにより施設整備が進展してきた面がある。
- ・ 市では、今後、福祉施設にどの程度の床数が必要になるかを試算し、「介護保険事業計画」を策定しているが、これまで施設整備を進めてきた結果、市内の待機者が減少していることなども踏まえ、補助を他市と同水準に見直した場合であっても、今後必要なサービスが供給できるかどうかを検証した上で、実施したところである。
- ・ 障がい者福祉施設整備費補助金については、これまで、国庫補助、県補助に加えて、全体の整備費の6分の1を市が上乗せしてきたところであるが、国庫補助の基準額が増額したことにより、市の上乗せを廃止した場合であっても、全体としては同程度の補助が確保できる見通しになったことなどから、市単独上乗せを廃止したところである。

委員

- ・ 市の人口は増加しているのか。市では、職員数の適正化に取り組んでいるとのことであるが、人口に対する職員数が削減されなければ効果は少ないのではないか。
- ・ また、市では節電に取り組んでいるとのことであり、おそらく照明の間引き等も実施していることと思うが、以前、市役所を訪問した際、非常に暗い印象を受けた。

- ・ 節電に取り組む必要性は理解できるが、実際の照明の暗さだけでなく、暗いイメージを払拭するような対策はとれないか。

事務局

- ・ 本市の人口は約51万人で、おおむね横ばいで推移しているが、近い将来、ゆるやかに減少傾向に移ると予想している。
- ・ 人口にわずかな増減があった場合であっても、市の業務に大きな変動はないと考えており、既存の事務事業を見直すことや、民間でできることは民間にお願いしていくなどしながら、市民サービスを低下させないよう、職員数の適正化を進めているところである。
- ・ 節電については、業務を行う上で必要な明るさは確保しながら、市民や職員が長時間とどまらない廊下の照明を間引きするなど、市民サービスや業務に影響を与えないよう配慮しながら取り組んでいるところであるが、雰囲気は暗いとの御指摘であるかと思うので、何らかの工夫が必要かもしれない。

会長

- ・ おそらく委員の御指摘は、照明の明るさだけでなく、何か工夫することによって、節電に取り組みながらも、より快適な庁舎、あるいは窓口になるのではないかと、という御指摘だと思う。
- ・ ほかにはいかがか。

委員

- ・ 先ほど、防犯灯のLED化についての御意見があった際、現在40,000灯以上の防犯灯が設置されており、さらに年間約800灯ずつ新設されているとのことであったが、すべての防犯灯を一度に交換することが難しいのであれば、毎年度、新設の800灯ずつLED化していく手法も考えられる。

会長

- ・ 40,000灯以上の防犯灯のランニングコスト、補助金はどの程度になるか。

事務局

- ・ 市内の約42,000灯の防犯灯について、平成23年度決算で約1億3,400万円の管理補助金を支出している。

会長

- ・ それだけのコストをかけているのであれば、LED化することによる電気料金の削減額も相当に大きなものになるのではないかと。

事務局

- ・ LED電灯器具を含む特定の電気用品については、「電気用品安全法（PSE法）」において、国が安全規格を定めているが、直感型LEDランプについては、現時点で、法に基づく安全性が確認された商品が販売されていないことも課題の一つである。
- ・ 今後、安全性が確認された商品が流通し始めれば、導入に向けた一歩が踏み出せるものと考えている。

会長

- ・ 様々な条件が整備された上で、将来的に導入を目指すのであれば、その際は、委員の御意見のとおり、新設のものからLEDに変えていくということも手法のひとつであると考えている。
- ・ ほかにいかがか。

委員

- ・ 2点お伺いしたい。
- ・ 1点目は、指定管理者制度についてであるが、まず、「南図書館への指定管理者制度の導入」（15-①）について、どのような事業者を指定管理者として選定したのか。

事務局

- ・ 大手書店を含む4事業者が指定管理者として管理運営を行っている。

委員

- ・ 図書館業務における利用者の氏名、住所、年齢、貸出履歴などの個人情報、どのように守られているのか。
- ・ ある自治体では、別の大手書店が、来年4月から指定管理者として図書館の管理運営を行うとのことであり、開館時間の拡大等に加えて、その大手書店や提携事業者等で利用できるポイントを図書館利用に付加する取組を打ち出し、その自治体の首長が高く評価しているようであるが、個人情報保護の観点においては懸念を持たざるを得ない。
- ・ 個人情報保護の法制度では、収集した個人情報の目的外での使用を制限しているが、先ほどのポイント機能のように、民間サービスに付随する形で収集した個人情報についても、目的外での使用に何らかの制限をかけることができるのか不安がある。

事務局

- ・ 指定管理者の指定に当たっては、事業者と施設の管理運営に係る事項について協議した上で協定書を締結するが、本市においては、その協定書に個人情報の取扱いなどの情報管理に係る事項を定めており、業務を通じて取得した個人情報については、関係法令に基づき必要な措置を講ずるとともに、不当に使用してはならない旨の規定を盛り込んでいる。

委員

- ・ ポイント制など、図書館業務に上乗せする形で実施するサービスにより取得した情報についても、図書館の指定管理者としての個人情報保護で担保されるのか不安がある。
- ・ 民間企業は費用をかけてアンケートを実施するなど、様々な情報を収集するために大変な努力をしており、もし、指定管理者の業務に上乗せする民間サービスによる個人情報の収集が「グレーゾーン」として広まれば、それを目的に、採算性を度外視して参入する事業者が出てくることも考えられ、さらに、その事業者が指定管理者でなくなった後も制限が加えられるのかといった問題も生じてくるのではないか。
- ・ 個人情報の取扱いで最も恐ろしいことは、一度流出してしまうと「歯止め」がきかないことであるため、最初の段階で「歯止め」をかける対応が必要である。
- ・ 指定管理者制度が創設されたことにより、市の仕事への民間の参入が進んでいるところであるが、例えば、先ほどの図書館の事例のように、民間サービスを付加させながら大手書店などの民間企業の参入が加速すれば、民間の領域との差異がさらに埋まっていくことも考えられる。市の仕事が民間の仕事と変わらなくて本当によいのかという思いがある。
- ・ また、地域コミュニティセンターなどの自治会を中心とした組織が管理運営を行っている施設について、営利を目的とする民間企業であれば、企業努力やノウハウにより、経費を削減しつつサービス水準を維持できるが、自治会等の組織には経費削減の限度があり、それを超えて削減を求めていけば、サービス水準が低下しかねないということに注意が必要である。

- ・ 「第4次行政改革大綱」策定に当たって、私も参加した「行政改革大綱策定懇談会」からは、「民間との協働を進めること」と「経費の削減を図ること」と同時に、「市民サービスを低下させないこと」を提言している。これは、非常に難しいお願いであることは認識をしているが、指定管理者制度の運用に当たっても、その部分には十分に配慮していただきたい。
- ・ 2点目は、行政改革の推進に係る全体的なお願いとして、市は、「経費の削減」の部分については、様々な機会にその成果を評価しているところであるが、「質の確保」の部分においても、ぜひ同様の努力をしていただきたい。
- ・ 例えば、「公立保育園の民営化、統廃合」(No.16)について、公立保育園であれば、サービス水準を維持するための様々な努力をしているはずであるが、民営化後はどうか。「民営化により、経費は削減されるのであろうが、サービス水準は維持されるのか。」といった不安が、保護者をはじめ市民にはあると考えられる。
- ・ 「質の確保」について、市がどのような努力をしているのかを明らかにすることで、市民の安心感が得られると考える。

会 長

- ・ 委員の御指摘は、「経費の削減」と「サービスの質の確保」という2つの命題に、まさに「二兎を追いながら」ぜひ取り組んでほしいとのことであるが、市はどう考えるか。

事 務 局

- ・ まず、指定管理者制度の運用のうち、図書館の管理運営について、昨年度、南図書館に、本市の図書館として初めて指定管理者制度を導入したところであり、今後、市としてその効果と課題を検証していく必要があるが、御指摘のあった自主事業を通じて収集した情報については、今後確認し、適切に対応していく。
- ・ 次に、地域コミュニティセンターについては、地域づくり活動の拠点としての位置付けから、自治会を中心とした地域まちづくり組織が管理運営を行っているところであり、委員の御指摘のとおり、幅広い事業をお願いしている一方で、効率的な運営もお願いしているところであるが、様々な地域の実情がある中で、すべての施設を一律に指定管理者制度で運営していくことがよいのかという点においては、制度のとりまとめを行っている行政改革課としても、検証が必要であると認識している。

- ・ 最後に、行政サービスの「質の確保」については、まさに御指摘のとおり、「経費の削減」と「質の確保」を両立させていくことが必要であると考えており、御提言として受け止めたい。

副会長

- ・ 「行政改革推進プランの平成23年度の進捗状況」（別紙）を拝見したところ、各取組の進捗や取組内容がコンパクトにまとめられており、非常に感心した。
- ・ その中で、「公共施設の適正保有，効果的な利活用の推進」（No.24）は、何をおいても優先すべき、重要な行政改革の課題なのではないかを感じる。
- ・ 宇都宮市に限らず、各自治体が保有する公共施設は老朽化しており、維持管理に今後さらに多大な経費が見込まれる中、すべての施設を長寿命化すればよいという問題ではない。
- ・ 宇都宮市では、平成23年度末にプール（水上公園プール）を廃止したとのことであるが、維持管理のコストや配置のバランスなども踏まえながら、引き続き「公共施設の見直し」を進めていただきたい。
- ・ 次に、「ネーミングライツ制度の導入・推進」（No.39-①）については、これまでアンケート等によるニーズ調査などを実施してきたところであり、今後、具体的な検討に入っていくとのことであるが、個人的には、現下の状況で、果たして成果に結びつくのかという懸念もある。
- ・ 最後に、今回の資料の作成に当たっては、事務局である行政改革課が、各取組の所管課と調整の上、資料をとりまとめたものと思うが、今後の行政改革の推進に当たっては、行政改革課には、時には「嫌われ役」になり、各課の取組に一層踏み込んで、取組全体を牽引していく姿勢で臨んでいただきたい。

事務局

- ・ 「公共施設の見直し」については、副会長の御指摘のとおり、非常に大きな課題であるという認識を、市全体で共有しながら取り組んでいるところであり、今後、具体的な方向性を示すことができる取組があれば、当懇談会にも報告したい。
- ・ 「ネーミングライツ」については、数年前には多くの自治体で契約に至った事例があったが、現下の厳しい経済状況にあっては、企業も広告事業に慎重になっていることが見込まれるため、現在とりまとめを行っている県内企業のニーズ調査の結果を踏まえながら、今後の具体的な展開を検討していきたい。

- ・ 次に、今回お示した「行政改革推進プランの取組状況」については、当懇談会に報告し、意見をいただくのと同様に、市長をはじめ全部局長で構成する「行政経営検討委員会」が進行管理を行っており、改革の取組が着実に進捗するよう、行政改革課が中心となって各所管部局と調整しているところであるが、副会長の御指摘を踏まえながら、今後の「行政改革推進プランの見直し」に取り組んでいきたい。

会 長

- ・ ほかにはいかがか。

委 員

- ・ 私が民生委員として活動する中で、郊外店の増加に伴い、現在、中心市街地などで日常の買い物に困窮する高齢者の「買い物難民」が非常に増加していると実感している。
- ・ 行政改革に取り組むことで得られた資源を対策に振り向けることも検討してほしい。

事 務 局

- ・ 今、困っている方がいる問題については、関係課で連携して対応を検討していかなければならない。
- ・ いただいた御意見を、高齢者施策を担当する高齢福祉課、商店街の振興を担当する商工振興課、中心市街地の活性化を担当する地域政策室などの関係課に伝えたい。

会 長

- ・ 栃木県の人口は遂に200万人を下回り、減少している一方で、世帯数は増加しているが、これは単身世帯の増加を示しており、特に高齢者の単身世帯が増加している。
- ・ この問題は、将来、間違いなく深刻化する問題であるため、ぜひ対策をお願いしたい。

委 員

- ・ 生活保護受給者の大幅な増加に伴い、医療の現場では、医療費の大幅な増大を実感しているところである。
- ・ 高齢者や障がい者、病気をお持ちの方など、就労できない方がやむなく受給するのが本来の生活保護であると考えますが、最近、若い年代の受給者も増加していると聞く。
- ・ 受給者の増加は、市の財政を大きく圧迫しているものと考えられるため、現在受給している方への支援と同様、今後、受給することが見込まれる若い世代が、受給しなくてすむような対策が重要であると考えます。適切な支援を行うことで、財政上の負担が、むしろプラスに転じることも考えられるのではないかと。

事務局

- ・ 働くことができる世代，特に若年層の受給者の増加は，景気の影響が最大の要因であると考えるが，現下の社会経済環境では，景気の回復をただ待つわけにもいかないため，国においても具体的な対策の検討を始めた。
- ・ そうした動きと連動しながら，本市においても，福祉の分野だけではなく，関係する部署で検討組織を立ち上げ，対策の検討を始めたところであり，現段階では具体的な対策までお示しできないが，就労の機会の提供なども含め，幅広い検討を行っている。

会長

- ・ 今後，受給することが見込まれる人を把握することはできるのか。
- ・ 対症療法ではなく，受給が見込まれる人を抽出して事前に支援ができなければ，実効性は低いのではないか。

事務局

- ・ 生活保護は，相談または申請を受けて支給の審査をしていくため，受給しないよう努力して生活している方に関する情報は，事前に把握することは難しいことから，生活保護に至らないよう，雇用機会の確保や住宅支援に関する施策を検討していくことになると思われる。

6 閉会

会長

- ・ 以上をもって，本日の議事のすべてを終了する。
- ・ 若干，予定時間を超過したが，皆様の御協力により，円滑に議事を進めることができた。
- ・ 委員の皆様には，大変御多忙の中とは思いますが，次回の懇談会にも御出席いただけるようお願いする。
- ・ 本日はありがとうございました。